

令和4年7月22日

組合員・準組合員・協力会員 各位

新潟市東区材木町 1 番 4 5 号
新潟市委託清掃協議会

担当 新和清掃株式会社 営業課 小野塚
TEL 025-273-1045
FAX 025-273-1253

古紙類（新聞・雑紙・シュレッダー紙）回収変更のお願い

拝啓 猛暑の候、貴組合ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は廃棄物処理業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、現在、回収日が祝祭日に該当した場合は、前日に回収しておりましたが、人員不足等の諸事情により、**前日の古紙類回収**を下記日程から**変更**とさせて頂くこととなりました。大変急なお願いで誠に申し訳ございませんが、現在の料金体制を維持する為、何卒ご理解ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

なお、その他廃棄物（可燃ごみ、ダンボール、プラスチック、不燃ごみ類）につきましては、現行どおり、回収日が祝祭日に該当した場合、前日に回収させていただきます。

以上、大変お手数をお掛けいたしますが、よりよいサービスの向上に一層努力いたす所存でございますので今後とも宜しくお引き立て賜りますよう重ねてお願い申し上げます。末筆ながら貴組合の益々のご繁栄を心からお祈り申し上げます。

敬具

記

現行

古紙類（新聞・雑紙・シュレッダー紙）の回収日が祝祭日の場合

⇒ **前日火曜日に回収**

令和4年11月23日（水）勤労感謝の日より

古紙類（新聞・雑紙・シュレッダー紙）の回収日が祝祭日の場合

⇒ **翌週の水曜日に回収**

以上

事業系ゴミ分別表

種類	①可燃ごみ	②プラスチック類 ※下記欄外参照	③ダンボール	④古紙・雑紙類	⑤新聞紙	⑥シュレッダー紙	⑦びん類	⑧ペットボトル	⑨缶、金属類	⑩不燃ごみ	⑪事業系 特定6品目
回収日	火・金 曜日 (祝・祭日の場合は前日)			水 曜日 (祝・祭日の場合は翌週)			木 曜日 (祝・祭日の場合は前日)				
品目例	※食品系廃棄物 (生ごみ・厨芥類) 草類・衣類 革製品類 木くず※ <small>(長さ50cm×直径10cm以下のもの)</small> カーボン紙・裏カーボン紙 たばこの箱 ティッシュ ジャー・牛乳等の紙容器 写真類、感熱紙 ビニールコーティング紙 汚れた紙類 シール類・シールの台紙 紙おむつ <small>(汚物は取除く)</small> 防水加工紙 ロウ引段ボール	合成高分子系化合物 PPバンド ポリ・ビニール類 プラスチック容器包装類 色つきペットボトル	段ボール類 <small>(細かい段ボールも含む)</small>	雑誌類 パンフ・カタログ 書籍類 封筒・窓あき封筒 メモ用紙 OA用紙 コピー用紙 連続用紙等 包装紙・紙袋 名刺 ノーカーボン紙 ノート類 伝票類 コンピュータ連続用紙 はがき 付箋(紙製) クラフト紙 ボール紙 その他再生できる紙類	新聞紙 折込チラシ	シュレッダー紙 連続用紙のミミ	飲料用びん類 化粧品びん類 調味料びん類	飲料用ペットボトル	飲料缶 調味料缶 一斗缶 金属製の物 <small>(最大長50cm以下程度のもの)</small> スプレー缶類 <small>(必ず穴をあける)</small>	瀬戸物 コップ 茶碗 傘 折畳傘	①乾電池 <small>(1回当り1kg以下)</small> ②小型蛍光管 <small>(1回当り1kg以下)</small> ③水銀体温計 <small>(1回当り2本以下)</small> ④ライター <small>(1回当り5個以下)</small> ⑤スプレー缶類 <small>(1回当り2本以下)</small> ⑥小型家電類 <small>(1回当り5kg以下)</small> ※1mを超える直管型蛍光管や丸型蛍光管及び水銀温度計、水銀血圧計は産業廃棄物処理となりますので出される際はご連絡ください
出し方	透明又は半透明のポリ袋に入れる	透明又は半透明のポリ袋に入れる	折り畳む	紐で縛る又は透明又は半透明のポリ袋に入れる	紐で縛る又は透明又は半透明のポリ袋に入れる	透明のポリ袋に入れる <small>(できるだけ丈夫なもの)</small>	透明又は半透明のポリ袋に入れる	透明又は半透明のポリ袋に入れる	透明又は半透明のポリ袋に入れる	透明又は半透明のポリ袋に入れる	※別添の廃棄物処理依頼書に必要事項を記入し、廃棄物と一緒に透明又は半透明袋に入れて出してください

※「プラスチック類」を多量に排出される際は「産業廃棄物処理」となりますのでご連絡をお願いいたします。

※「食品系廃棄物」および「木くず」を多量に排出される際はご連絡をお願いいたします。(できるだけリサイクルいたします)

上記 11 種類ごとに分別してください。分別されていないものは回収できない場合もございます。